

小島公園にフェンスを設置することについての陳情

【陳情の趣旨】

現在、区立小島公園(小島2丁目9番4号)の西側には、北と東西三面にフェンスが張られており、特に週末になると、多くの青少年が球技を楽しんでいる。しかしその南側に児童向けの遊具が設置されているため、日常的に、幼児や児童、およびその保護者への野球、サッカーボール等の接触事故があり、たびたびトラブルへと発展している。

なお、当該公園には、区の公園課が設置した「球技禁止」の横断幕があるものの、全く機能していない状況である。このことから鑑みても、おそらく球技の全面禁止は困難であると思われる。そこで現在のフェンスの他に、さらに南側にもフェンスを設置し、四面がフェンスに囲まれた球技可能エリアを確保することを陳情する。

公園内での球技を原因とする幼児、児童への過失事故は、全国的にも問題視されている。ただその一方で、都心部における球技可能エリアの減少も憂慮すべき事態であろう。フェンスによる球技可能エリアの確保は、その双方に配慮した最適な解決策であると思われる。台東区におけるスポーツ振興を進めつつ、幼児、児童への事故を未然に防ぐため、区の早急な対応を求めたい。

【陳情内容】

1. 区立小島公園(小島2丁目9番4号)に、四面がフェンスに囲まれた球技可能エリアを設置する(新規に設置するのは南側のみ)。

令和元年5月23日

台東区議会議長

石 塚 猛 殿